



川崎南支部だより

第515号 (平成30年7月発行)

発行所
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-Mail kawaminami@roaneikyoo.or.jp
編集 広報委員会

「全国安全週間を迎えて」

川崎南労働基準監督署長
松島 玲子



松島署長

神奈川労務安全衛生協会川崎南支部及び会員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ今年で91回目を迎えます。

安全週間は、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

各事業場で、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、これにより、労働災害は長期的には減少していますが、平成29年の全国の労働災害は、死亡災害が前年を上回り978人

となり、休業4日以上労働災害が2年連続で増加し120,460人となりました。

さらに、平成29年度の不休災害も含めた労災保険新規受給者数は551,275人となり、前年より増加しており、依然として多くの方が被災しています。

平成29年死亡災害が神奈川労働局は30人、川崎南署は4人発生しました。また、死傷者数は神奈川労働局は6551人、川崎南署は410人となり、死亡災害は増加し、休業4日以上労働災害は減少しています。

ここに改めて亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

本年度から新たに第13次労働災害防止推進計画が始まり、川崎南労働基準監督署は、平成29年を基準年として死亡災害は0件、休業4日以上は5%減で389件以下とすることを目標としています。

新たに始まる第13次労働災害防止推進計画の目標を達成するため

に、さらに労働災害防止対策を推進するとともに、各事業場の皆様の協力を是非ともいただかなければなりません。

本年度のスローガン
「新たな視点でみつめる職場
創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災」

のもと、安全管理体制を強化していただき、職場の全員参加で、改めて日頃の安全活動を点検していただき、一人ひとりの安全意識を高めて、安心して働ける職場づくりを達成していただきますようお願いいたします。

現在、厚生労働省では「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しており、WBGT値の把握、休憩場所の整備をお願いしています。

最後に、この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で労働災害防止の重要性について認識を深め、職場の安全管理水準が一層高まることを祈念して挨拶に代えさせていただきます。

平成30年度 全国安全週間 川崎南地区推進大会

川南労基署関係団体連絡会

今年も全国一斉に6月1日から6月30日迄を準備期間とし、7月1日から7月7日迄を本週間とする「第91回 全国安全週間」が展開されます。これに合わせ、去る6月8日に川崎市立労働会館において、全国安全週間川崎南地区推進大会が川崎南労働基準監督署松島署長、川南労基署関係団体連絡会各代表出席のもと、関係各社より多数の参加を得て盛大に開催されました。

推進大会では、神奈川労務安全衛生協会川崎南支部榎支部長、川崎南労働基準監督署松島署長、川崎市経済労働局労働雇用部齋藤部長の挨拶に始まり、川崎南労働基準監督署の高橋安全衛生課長による「全国安全週間実施要綱の説明」、「平成30年度 労働衛生行政のあらまし」、「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」等の説明



榎支部長

がありました。その後、安全部会小峰部会長から力強い「大会宣言」がなされました。

本年のスローガンは、第13次労働災害防止推進計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要であり、更なる労働災害の減少を図ることを決意するという観点から「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」となっており、皆様のなご協力をお願いする次第です。

第二部では特別講演として、5代目三遊亭円楽一門会に所属されています三遊亭朝橋(さんゆうてい ちょうきつ) 師匠から講演落語がありま



三遊亭朝橋 師匠

した。朝橋師匠は、2017年に真打に昇進され、現在では円楽一門のホープの真打として、一門をリードして活躍されています。

本日は約1時間で、演目は「試し酒(ためしざけ)」と「祖徠豆腐(そらいどうふ)」の2席を掛けられました。お話しの中で、「常に危機感を持って物事に取りかかれば、それが安全に繋がる」、「努力を惜しまずゼロ災害」、「楽しいから笑うんじゃない、笑うから楽しいんだ」といったフレーズがあり、心に響く、非常に為になる講演となりました。又、生の正統な落語を聴く機会はあまりありませんでしたが、落語を堪能することによって日頃のストレスが緩和され、大変に有意義な川崎南地区推進大会となりました。



松島 署長

(広報委員)

『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 2018年5月作成

計画期間

* 2018年度～2022年度 (5か年計画)

計画の全体目標

- * 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死者数を15%以上減少 (2017年比)
- * 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少 (同上)
- 【2017年 (比較基準年) : 死者数30人、死傷者数6551人】
- 【2022年 (最終目標) : 死者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項と具体的取組

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- (1) 建設業における墜落・転落災害等の防止
 - * 墜落・転落災害防止対策の徹底 * 解体工事における安全対策の徹底 * 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 * 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 * 伐木等の作業における安全管理の徹底 * 安全教育の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * 建設業労働災害防止協会 神奈川支部・各分会との連携の強化 * 熱中症予防対策の徹底
- (2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止
 - * 「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 * 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * (公社) 神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化
- (3) 熱中症対策
 - * 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 * 健康管理等の徹底及び早めの対処等による重症化の防止 * JIS規格に適合した WBGT 値測定器の普及促進及び WBGT 値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 * 建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及促進

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- (1) 労働者の健康確保対策の強化
 - * 企業における健康確保措置の推進 * 産業医・産業保健機能の強化
- (2) 過重労働による健康障害防止対策の推進
 - * 長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化
- (3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
 - * 各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 * 神奈川産業保健総合支援センターによる支援 * 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 * 各事業場におけるパワーハラスメント対策の推進 * 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- (1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
 - (ア) 第三次産業対策 (社会福祉施設、小売業・飲食店)
 - * 多店舗展開企業等に対する取組 * 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 * 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 * 多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 * 業界単位での労働災害防止対策の推進 * 中央労働災害防止協会との連携 * 安全衛生教育の推進 * 転倒災害、腰痛災害防止の推進 * 危険の見える化の推進
 - (イ) 陸上貨物運送事業対策
 - * ①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故 (以下「荷役5大災害」という。)の防止対策の推進 * 陸運事業場への支援 * 「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 * 陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部との連携

- (ウ) 転倒災害の防止
 - * 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 * 「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進
- (エ) 腰痛災害の予防
 - * 安全衛生教育の確実な実施 * ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 * 介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 * 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 * 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務に対する機械等の普及促進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部との連携
- (オ) 交通労働災害対策
 - * 春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 * 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底
- (カ) クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止
 - * 規則改正された3t未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 * 「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底
- (キ) 職場における「危険の見える化」の推進
 - * 「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 * 「危険の見える化」について神奈川局ホームページを活用した情報提供
- (2) 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止
 - * 高齢労働者に配慮した職場環境の改善 * 転倒災害や腰痛予防のための取組強化 * (改正予定) 「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川労働局ホームページ等を活用した周知活動の推進 * 「危険の見える化」措置の活用促進

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- (1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
 - * 法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 * 労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発
- (2) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり
 - * 労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進 * 神奈川産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- (1) 化学物質による健康障害防止対策
 - * 「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 * がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及びSDS交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を促進
- (2) 石綿による健康障害防止対策
 - * 建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 * 労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底
- (3) 受動喫煙防止対策
 - * 受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発
- (4) 粉じん障害防止対策
 - * 「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- (1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用
 - * 安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用
- (2) 企業のマネジメントへの安全衛生の取込
 - * 安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
 - * 国際規格ISO45001の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 * 改訂を予定している労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進
- (4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進
 - * 関係行政機関との連携・協働 * 国、神奈川県、各市町村との連携・協働 * 専門家との連携・協働 * 労働災害防止団体との連携・協働 * 業界団体との連携・協働 * 産業保健機関等との連携・協働

7 安全衛生教育及び人材育成の推進

- * 「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 * 労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立
- * 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指導 * 派遣労働者に対する教育の徹底 * 事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

重点対策の目標設定

※2018年から2022年の数値は目標値

| 災害減少 | 業種 | 種別 | 2017年 | 減少目標 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|--------------|-----------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 全業種 | 死亡者数 | 30 | 15%減少 | 29 | 28 | 27 |
| | | 死傷者数 | 6,551 | 5%減少 | 6,485 | 6,416 | 6,353 | 6,287 | 6,223 |
| | 小売業 | 死傷者数 | 839 | 5%減少 | 830 | 821 | 813 | 805 | 797 |
| | 社会福祉施設 | 死傷者数 | 621 | 5%減少 | 623 | 625 | 627 | 629 | 630 |
| | 飲食店 | 死傷者数 | 364 | 5%減少 | 360 | 356 | 352 | 348 | 345 |
| | 陸上貨物運送事業 | 死傷者数 | 925 | 5%減少 | 915 | 905 | 896 | 887 | 878 |
| | 建設業 | 死亡者数 | 6 | 15%減少 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 死傷者数 | 730 | 10%減少 | 715 | 700 | 685 | 671 | 657 |
| | 製造業 | 死亡者数 | 6 | 15%減少 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 死傷者数 | 1,022 | 10%減少 | 1,000 | 979 | 959 | 939 | 919 |
| 健康確保・職業性疾病対策 | メンタルヘルス対策 | ① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016 全国値)とする。 ② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017 神奈川)とする。 | | | | | | | |
| 腰痛予防対策 | 小売業 | 死傷者数 | 58 | 5%減少 | 57 | 56 | 55 | 54 | 54 |
| | 社会福祉施設 | 死傷者数 | 131 | 5%減少 | 131 | 131 | 131 | 131 | 132 |
| | 飲食店 | 死傷者数 | 11 | 5%減少 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 陸上貨物運送事業 | 死傷者数 | 70 | 5%減少 | 69 | 68 | 67 | 66 | 66 |
| | 熱中症対策 | 熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる | | | | | | | |

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。
 注2)「災害減少」の「2022年最終目標」欄の「〇〇%減少」は、「2017年の災害発生件数に対して2022年までに、〇〇%以上減少させる」の略である。
 注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から2022年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

新規加入事業場紹介

平成30年5月以降に加入されました事業場は次の通りです。今後のご協力をお願いいたします。(敬称略)

| 事業場名 | 所在地 | 代表者名 | 会員数 | 電話番号 |
|---------------------|-----------------|--------|-----|--------------|
| 相和電設(株) | 川崎市川崎区桜本1-16-14 | 漆畑 憲太郎 | 5 | 044-277-7821 |
| (株)中村工業所 | 川崎市川崎区榎町5-12 | 中村 純一郎 | 7 | 044-244-1316 |
| セブティコンサルティングサービスABE | 川崎市川崎区小田5-2-3 | 阿部 丈夫 | 1 | 044-344-0065 |

川崎南支部行事予定

| 開催日 | 曜日 | 開催時間 | 内容 | 開催場所 | 募集人員 |
|----------|-----|-------|--------------|------------|------|
| 7月4・5日 | 水・木 | 9:30 | 安全衛生推進者養成講習会 | 武蔵小杉ユニオンビル | 50名 |
| 7月11・12日 | 水・木 | 9:25 | 職長教育 | 川崎市教育文化会館 | 80名 |
| 8月24日 | 金 | 10:00 | KYトレーナー養成講習会 | 川崎市教育文化会館 | 60名 |
| 9月12・13日 | 水・木 | 9:25 | 職長教育 | 川崎市教育文化会館 | 80名 |
| 9月21日 | 金 | 13:30 | 交通労働災害防止研修会 | 川崎市立労働会館 | 100名 |

STOP!熱中症

平成30年5月~9月

クールワークキャンペーン

熱中症予防対策の徹底を図る

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう!

キャンペーン期間(5月1日~9月30日)

STEP 1

暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数を下げるための設備の設置 | |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 | |
| <input type="checkbox"/> 涼しい服装等 | |
| <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 | 暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 熱への順化 | 暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 | のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置 | ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、 ⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理等 | 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 労働者の健康状態の確認 | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 |

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

異常時の措置

少しでも異常を感じたら
 ためらわずに 病院へ運ぶか、
 救急車を呼びましょう。

重点取組期間(7月1日~7月31日)

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。



防爆部会紹介

1) 防爆部会の概要

私たちの防爆部会は川崎コンビナート地区の石油精製、石油化学、化学工業の事業所で環境・安全・保安部門を担当しているメンバーで、部会長以下8名の幹事で構成されています。

一つの特徴はその活動範囲もさることながら、支部の個別活動単位（4部会、2委員）の中で幹事の平均年齢が一番若いことが上げられます。これは事業所の最前線で環境・安全・保安業務を実際にリードしている現役だからこそ、最新の生の知識、知見を講習会、テキストの作成等で会員の皆さんに提供が出来るといえます。

防爆部会の歴史は古く、昭和38年に設立され、当時は「爆発防止対策専門委員会」と称していたそうです。それ以来今日まで川崎南労働基準監督署のご指導のもと、「爆発・火災等の災害防止について技術的な調査・研究をおこない、地域の防災に寄与する」ことを目的として活動してきました。



本年度の部会幹事の集合写真

2) 現在の活動

近年、火災爆発防止のガイドライン等が充実し、更には関連法規の改正もあり、大規模事故の発生が減少してきています。そこで昭和58年以降は工事の安全対策に焦点を当てた活動を継続しています。具体的には毎年6月に「工事の安全対策研修会」を、そして10月に「非常作業災害防止研修会」をコンビナート地区の大規模定期整備工事前のタイミングで開催しています。これら研修会では部会のメンバーが毎回オリジナルのプレゼン資料を手作りし、メンバー自らが研修会の講師を務めています。

上述の通り、講師は現場の最前線で活躍している現役ですので、例年最新の情報を受講者に提供し、多くの方から好評を得ています。また出版活動としては、昭和63年に化学プラント等の定期修理工事に係る自主安全管理の補足資料として、No.1 火気使用作業、No.2 タンク内作業、No.3 掘削作業、No.4 高所作業の4シリーズのテキストを発行しました。そして2年ごとに最新版に改定していますので、1種類ごとでは8年インターバルで改定しています。

テキストには、作業を進める各段階での根拠法令（安衛法以外のものも）を示しており、該当する作業がどのような法令で規制されているのかが一目瞭然で、とても使いやすくなっています。また事故事例は、事故の概要、原因、対策、類似事故例をイラスト付きで紹介しており、事例は改定の度に最新のものに取り替えています。

昨年は10月にNo.2「容器内作業」のテキストを改訂し、10月の研修会ではこのテキストをベースに酸欠事故の防止をテーマに研修会を開催しました。例年は午後の半日ですが、この時はタンク内作業の安全管理、事故事例に加えタンク内作業で使用する測定器について測定器メーカーからの講演、酸欠の発症メカニズムについて専門家である大病院の呼吸器科の先生にも講演して頂き、午前・午後の1日で研修会を行ないました。

専門的な内容もあり不安でしたが、アンケートの結果を見ると大変参考になったという感想が多く、また当日配付した「容器内作業」のテキストも内容がバランスよく使いやすいとこちらも好評でした。

3) 今年の研修会の概要

6月6日に「工事の安全対策研修会」を川崎市教育文化会館で開催し、89名の方々が受講されました。防爆部会メンバーによる「化学工場等における定期修理工事の

安全管理」、「工事作業中の事故・災害事例」の講演に引き続き、これから暑い時期での工事や定期修理に備えて「熱中症の予防と対策について」について、どのようなポイントで熱中症の発生を防ぐか、管理者が成すべき事項は何かについて、大塚製薬㈱、ミドリ安全㈱より専門家の立場から講演いただき、最後に川崎南労働基準監督署の主任監督官から「最近の行政動向」として、今年の3月に厚生労働省が作成したガイドライン「～装置産業の皆様へ～付帯設備の劣化による労働災害を防止するために」の説明が行なわれました。



工事の安全対策研修会

5月23日に厚生労働省から「高所からの墜落による労働災害を防止するための措置」（高所作業におけるハーネスの装着）に関する政令案がプレスリリースされ、現在政省令の改正が準備されていますので、10月に開催する「非常作業災害防止研修会」では、ハーネスメーカーによる製品の紹介、既に使用している業者による使用に当たってのノウハウの紹介と、監督署には改正された政省令の内容について説明して頂くことを検討中です。この政省令等の施行は、経過措置期間はあるものの来年2月1日からの予定ですので、導入に当たっては混乱も予想されますので、この機会に研修会で情報を入手されることをお勧めします。

4) 終わりに

防爆部会では、これからもコンビナート地区の安全に貢献すべく、会員事業所のニーズにあった研修会の開催、テキストの発行を継続していきます。メンバー一同頑張りますので、ご支援ご協力をよろしくお祈りいたします。

(防爆部会)